

## 第3回道路計画合意形成研究会 議事録

平成13年10月31日

18:20～20:30

於：国土交通省会議室

【事務局】 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第3回の道路計画合意形成研究会を開催をさせていただきます。

本日の第3回で最終回ということでございます。

まず最初に、事務局からごあいさつ申し上げます。

【事務局】 大変短い時間にもかかわらず、精力的なご審議をいただき、ほんとうに厚く御礼を申し上げる次第であります。本日も幾つかご議論が残っております点を整理させていただいて、一応3回で締めくくるという形にさせていただこうと思っておりますが、どうか引き続きご指導いただければ幸いです。

道路が持っております地域に対する影響力や、場合によっては土地利用のあり方を一変させてしまうぐらいの力を道路は持っておりますが、それだけに地域の皆様方からの関心も深い。環境に対するいろいろな思いも多い。それから、交通混雑や新たな道路が整備されることによって起こる新たな課題に対するご懸念も非常に多いといったようなことに対して、我々が解を持っていこうとすると、一定段階を過ぎてからはなかなか間に合わないというようなことがあるのは当然でございます。構想段階や計画段階からいろいろ地域の利害をお聞きしながら、調整させていただくということは、我々は比較的まじめに取り組んできたほうだとは自負いたしておりますが、それにいたしましても、先ほど申し上げましたような事情を考えると、道路は、まず最初に、その範を示していいのではないかと考えております。

おまとめいただきました内容は、ガイドラインといいますか、考え方に整理させていただきまして、直ちに地方整備局で試行させていただきたいというように思っておりますが、ここの議論につきましては、既に一部の国会議員からも大変熱心な問い合わせが来ておりまして、冒頭の会議でも法制化ということを視野においてというようなことを言わせていただきましたが、そのようなことも含んで、新たな取り組みを考えてみたいというように思っております。

先生方にいただきましたご指導を受けて、この成果の中に全部閉じ込めることはできなかったかも知れませんが、一つ一ついただきましたご提言を参考にさせていただきながら、今後の道路行政を進めてまいりたいと考えているところでございます。ほんとうにありがとうございましたという御礼と、今後ともよろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。簡単ですが、冒頭のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 それでは、報道の皆様にはカメラ撮りをこれで終了していただきますようよろし

くお願いいたします。

それでは早速、議事に入らせていただきたいと思います。それでは、議事進行をよろしく願いいたします。

【委員】 それでは早速、始めたいと思います。今日、初めてご出席の委員がいらっしゃいます。どうぞよろしく。

【委員】 時間が合わなくて失礼いたしましたけれども、内容については既にご説明を受けておりました、理解しているつもりであります。どうぞよろしく申し上げます。

【委員】 実質的にはご参加いただいているということで理解しております。それで、9月14日に第1回、10月2日に第2回と開催してまいりまして、本日、第3回、最終となる予定でございます。前2回の研究会での議論の蓄積を踏まえまして、事務局に提言書の案を既に作成いただいております。これにつきましては、各委員に事前にお送りさせていただいておりますが、最終回だからといって、形式的にという、あんまり根本に戻っての議論のやり直しは避けたいと思いますけれど、まだ実質的なご議論をいただくつもりでありますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは早速、議事次第、まずは資料1から5につきまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

(以下、資料確認および説明)

【委員】 ありがとうございます。

これまでの議論を的確に踏まえて修文がなされていると思います。したがって、今日はこの提言の具体的な文章表現に関して、具体的にここはこういうふうを書くべきではないかというようなご意見が中心になると思うのですが、そうではなくて、もうちょっと全般について、構成等、何かおっしゃりたいことがおありでしたら、先に伺っておいたほうがよろしいかと思えますけど。

議事要旨のほうはこれでよろしゅうございますね。

【委員】 では、済みません。1回目と2回目の資料を、議事録を全部公表されていて、事務局のあいさつにもありましたように、例えば国会議員の方から問い合わせがあったとか、コメントがあったとかということなんですけれども、ホームページに張り出されているデータを見て、市民の方からコメントをいただいたみたいなことがあるかどうかということをご伺いたい。

提言に対して、これをパブリックコメントにかけられる予定は、まだ制度とか規制をさわるといわけではないので、いいのかなと思いますけれども、その辺、いかがですか。

【事務局】 まず、一般の方々から問い合わせがあったかという方ですけれども、とりあえずこういうのを、研究会をやっているというのを新聞で見たと。どこへ行ったら資料がもらえるんでしょうかという話があって、道路局のホームページに載っていますし、もしこちらに来られる

のであれば、お渡しできますという程度で、内容について、特にそういう反応は今のところありません。

【委員】 そうですか。わかりました。

【事務局】 もう一つ、パブリックコメントの件でありますけど、従来のご議論の中でも、試行錯誤的にやりながら考えるというプロセスだと我々も理解しております、合意形成に既に現場は苦労しておりますから、まず、この提案そのものをこれに沿って運営しなさいというふうに現場に指示してはいかがかと思っております。その後、ガイドラインとか、法律というようなことになる過程では、まさに制度として定着しますので、パブリックコメント等もまた考慮することはあり得るといふふうに理解いたしております。

【委員】 わかりました。

【委員】 その他に何かどうですか。

【委員】 いや。

【委員】 よろしいですか。

それじゃ、行ったり来たりはあり得るとして、一応、順番に沿っていきましょうか。

2 ページのところですけど、「はじめに」。いかがでしょうか。

PIという言葉は、今回はPIで使うと。これはやむを得ないだろうと思うんですけど、本文の3段目のところでPI（パブリックインボルブメント）と出ますけど、この辺はそもそも何のことだろうかというのは、右の4）で市民等を積極的に関与させる意という、これぐらいは書いておきますか。こういう訳になるのかどうかわからないけど、あるいはもうちょっといい表現があるかもわかりませんが。

ほかには注をつけるような難しい言葉はないでしょうね。特にないとは思いますが。

【委員】 第2段目がパブリックインボルブメントの内容だと思うんです。例えば、このことを実現するためにパブリックインボルブメントが盛んになされているとかというふうにごここに書けば。

【委員】 なるほどね。

【委員】 というふうなことをちょっと思ったんですが。

【委員】 ちょっとよろしいですか。やはり何らか無理しても、日本語は書いてみたほうがいいんじゃないかなという気がしまして、全体の書き方はこれでいいと思うんですけども、幾つか私も考えてみたけど、なかなかいい知恵が浮かばなくて、恐縮だったんですが、市民等に積極的に関与させるという言い方の表現はちょっと、少し抵抗感がある気がしますので……。と言いながら、市民参加という言葉が随分使われているので、あまりにも一般化してきまして、大して、ほとんど変わらないんですが、市民参画とか、考えてみると、スキームとか、プランがちょっと……。考え方が込められていると。

参加者はただ参加しているだけという。1つは、都市計画法の世界では公聴会という言葉がありまして、それから、今日ご用意いただいた提言の中にも聴聞という言葉がどこかであったと思

うんですが、それだけですとあまりに今の時代で要求していることと、1つの言葉でイメージが少しかけていますので、ちょっと変えてみたほうがいいかなと。ですから、今回の研究会提言としての言葉だと思しますので、これも試しに使ってみて、また、新たな知恵が出るかどうか、現場などでなるかということぐらいで割り切って。

ただ、何らか、ちょっと日本語が、今言ったように言葉を併記しておいたほうが、あとは途中で、略称でP I、P Iでもいいと思うんですけどね。

まあ、こういう初めの部分と、あとは1、2ページの概要版のところとかそういうものはやはりあったほうが。一つはちょっと試しの案は申し上げましたので、各先生方もおっしゃっていただいて、またどうしようかという感じはしますが、これは今日、とにかく決めておいたほうが、最終回ですので、いいかなと。あるいは事務局の方からもっといい案があればむしろ積極的に言っていたら。

【委員】 私が思ったのは、いずれかの段階でパブリック・コメントをされるのであれば、愛称も公募されるのが親しんでもらえるんじゃないかなと思ってあったのですが。責任放棄かもわかりませんが。

【事務局】 いくつかご意見いただきましたが、確かに関与させるというのもちょっと気にはなりますね。

【委員】 原義は市民を積極的に関与、参画させるという意だと。例えば市民参画とか書くやり方もありますよね。そんなに自信があるわけじゃないけど、例えば訳せばこういう感じかという。そのような書き方はあり得るかもしれませんが。

【事務局】 P I（パブリック・インボルブメント）という括弧の中を少し長くなりますけど、パブリック・インボルブメント、イコール市民参画として、原義は市民等を積極的に関与させる意とかそんなふうに使ったら。

【委員】 ちょっと先のことを一言だけ。今日は形式的な会議ではなくて、実質的にご意見をいただいて、直すべきところは直すというふうに申しましたけれども、結果としてほんとうに一文字一文字まで確定できるかどうか。一応できると思うんですけど、一晩寝て考えたほうがいいようなこともあるかもしれないので、今日で確定はしますが、ほんとの「てにをは」とか細部のところは委員等に預らせていただいて、事務局と相談して決める、それでよろしいですか。

【事務局】 はい、結構です。

【委員】 じゃあ、今の提案、また後で意見があれば、戻ることあり得べしということで、先へいきましょか。

「はじめに」のところはよろしいですか。透明性、客観性、公正さ、何度も出てきますけど、透明と客観だけになったり。まあ、必ず3つ並ばなきゃならんということもないのかな。ちょっと違うんですよ。それぞれ意味があって使い分けておられるのか。

じゃあ、1章、3ページ。

よろしければ、4ページ。

【委員】 3ページなんですけれども、最初の段落で、すべての道路事業が都市計画決定しているように読めるんですが、そうではないですよね。だから、道路計画決定されていることが多いとかというふうにしたほうがより正確かなと思うんですけど、まあ、細かい話なんでいいですけども。

【委員】 どうなんですか、比率的に、圧倒的にああいう道路って言えるんですか。そうともいえないのかな。

【事務局】 国の直轄の国道などは圧倒的とも言えると思いますが、ここは市町村まで書いてありますから、ほとんどになると。

【委員】 ほとんどの場合。

【委員】 ほとんどの場合、とかにすると良いかもしれませんね。。

【事務局】 幹線道路事業というか。

【委員】 ああ、なるほどね。そうですね。

【事務局】 ほとんどの場合のほうが正確かもしれませんね。

【委員】 あるいは決定されていることが多いとかね。そのぐらいで。あんまり幹線というのに限定しないほうがいいんじゃないかな。

【委員】 すみません、ただ、逆に、これは市町村道まで入れるんですか。

【事務局】 はい、先ほどの高規格はすべて必須ですね。市町村道も必要な場合、準用するのは妨げないという考え。

【事務局】 この2行目の都市計画と環境影響評価が「および」になっていますが、「都市計画または」なのか、「都市計画や」とかにすると、市町村道路でもアセスメントはやってなくても都市計画決定をやっている道路もございまして、広く読めるのかもしれないですね。

【委員】 そういう意味では、ちょっと正確ではないか。アンド・オア……。

【委員】 アンド・オアってやつですね。

【委員】 よって、欧米諸国の方はすっきりしましたが、よろしいでしょうか。

まあ、附属資料のほうはお目通しいただいているんだろうか、ほんとに。

【事務局】 全て前回までのものです。

【事務局】 1回目、2回目の資料です。

【委員】 先生方がちゃんと全部目を通したかどうかと。

【委員】 はい、通しました、私は。

【委員】 そう。じゃあ、安心ですね。

特段ございませんか。

じゃあ、やっぱり5ページ以降の本文のところを重点的にやりましょうか。まず、5ページ。

【委員】 5ページ、よろしいですか。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 (口)のところなんです、「構想段階は、行政と市民等が当該計画の必要性を確認し、その上で、幅広い選択肢の中から、候補となるルートを行政が絞り込む段階」とあるんですけども、こういう書き方だと確認することが予定されているように見えます。冒頭のところで合意形成というのはあんまりよくないという認識はありますので、そういう意味で、ちょっと表現だけの問題ですけど、例えば必要性を議論し、必要性が確認されたのなら、その議論に基づいて幅広い選択肢の中から候補となるルートを行政が絞る段階とか、ちょっと長ったらしいんですけども、そういうふうに変えておいたほうが正確かなと思いました。

【委員】 ああ、なるほどね。全く白紙で議論するという印象になりますか、それは。

【委員】 いや、別に白紙で議論するというのではなくて、必要性について議論があった上で確認するんだと思うんですね。

【事務局】 あと、例えば検証とかいうのは。

【委員】 ああ、なるほど。

【事務局】 検証の結果、ひょっとしたら、確認できない。(笑)

【委員】 ただ、これだと、多少、確かに委員の先生おっしゃったように、順番が、まず、これやってから複数の選択肢を出しましょうという感じがして、複数の選択肢の一つがつくらないという選択肢で、その中から選びましょうというニュアンスがちょっと曲がるというか、出てくるのが気になりますね。ですから、修文ができれば。その上でか何か、順番が非常に……。

【委員】 そうですね。先生にお任せしたいのですが。(笑)

【委員】 そうですね。選択肢に幅広いという修飾語をつけたくなる気持ちもわかるけど、ほんとに幅広く選択肢をとれる場合もあるのかもしれないし、なかなか難しいケースもあるんじゃないですか。

【委員】 でも、まあ、整備しない案も、ということだと、それだけで相当幅広い意味になりますけれども。

【委員】 だから一緒に選択肢の枝に含めてしまえば。

【委員】 その上でというのは段階イメージでないほうがいい？

【委員】 そうですね。

【委員】 幅広い選択肢を前提に必要性を検証する。

【委員】 いや、結果、必要性が認識されたら、その案になるんですね。基本計画案ができる。そういうことじゃないかと思ったんですね、順番が。

【委員】 構想段階では、行政と市民等が、下はそれでいいんですよね。で、幅広い選択肢を前提にして、当該計画の必要性を現認する。

【委員】 必要性を検討し、幅広い選択肢の中から。

【委員】 それはいい？

【委員】 ええ、だから検討するんですよ。確認をまずしてから、次にいきなさいというふうにとられるといけないんじゃないかなという感じですけど。

【委員】 検討し、議論に基づいて幅広い選択肢の中から選ぶ。

【委員】 ちょっと待って。確認しよう。「検討し」に直して、「その上で」は削除。で、幅広い選択肢の中から、つながっていいですか。

【委員】 うん、基本的にはいいんじゃないですかね。

【委員】 事務局は。

【事務局】 必要性和絞り込みが同時並行で進むということ、同時に議論されるということですから、実際にはおっしゃるように、ここまで必要性確認してから次の段階というよりは、多分一緒に進むだろうと思います。支障はないと思いますが。

【委員】 はい、じゃあ、もう一回言います。構想段階は、行政と市民等が当該計画の必要性を検討し、幅広い選択肢の中から、候補となるルートを行政が絞り込む段階。いいですね。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 (イ)と(ロ)が若干ごたごたしていると思ひまして。この3章といひますが、3節ですか。今後の計画決定プロセスになっていますので、本来、まず第1章のところには計画決定プロセスは2段階であるということと、その現状については既に指摘済みですので、場合によっては、(イ)の話はもともとこうであつて、今後もこうだということですから、ちょっとこの位置ではないほうがいいのかもしれないけども。まあ、それはちょっと意見だけにします。つまり、道路管理者が責任を持ってやるものなんですという話ですよ。これは別に、従来から、ただそれを内部でやっていたという話を市民参画、PIでやる、とおっしゃっているの。もともとそうだということですね。

(ロ)について、むしろ(ロ)を明確に、構想段階と計画段階の2つに分けること、これはもともと2つに分かれている。ただ、構想段階は今まで内部でやっていたものを外といろいろやりとりしてやりましょうということをしていっているわけですから、少し文章を、例えば(ロ)の文章が全体、1つの文章なんですけど、やはり明確に2つの文章に分けて、今後は構想段階を、こういうふうにしたい、しますとぱつと言ひ切ったほうがいいんじゃないですか。

この全体の提言の中で、計画段階については従来やっていることを、それが適切に、またこういうPIの趣旨で運用されることを期待して書いていっているということにとどまると思うんです。ですからこれはもともと制度上、そうなっているのをきちんと今後やっていきたいと思いますということ、むしろすかつ分けたほうが。つまり、構想段階にこれをきちんと導入しますよ。計画段階のことを2行というの、計画段階というの、こういうものであるという一種の解説をしていっているわけですね。だからちょっと何を变えますよということについて、もうちょっとすっきりわかりやすくしたほうが、あつ、今後、こういうところは変わるんですね。これは3章のタイトルは今後の計画決定プロセスに関する基本的考え方と書いてあるんですから、今後どうしたらいいんだというのは非常に単独で、非常に明快にわかるような文書の切り方のほうがいいんじゃないかな。全体の流れの書き方はこれでいいと思うんですけども、ちょっと(ロ)がある意味では、

長いといえますか。すっぱり分けちゃったほうがいいかなと。そういう気もいたします。これも一日頭を冷やして、そういう感じがします。

【委員】 (イ)は要らないというご指摘と(ロ)はもう少しすっきり文章を分けると。

【委員】 要らないというより、どこかで、これは道路管理者がやはり責任を持ってやっていくことなんですけれども、当然、細かく書いておいたほうがいいと思いますけれども、この位置なのかなという。

【委員】 (イ)の文章と(ロ)の頭を分けることと一緒にして、要するに法律で決まっている道路管理者が道路計画を決定する行為を今後は2つの段階に分けるんだとまず出して。今まではまず構想段階がこれこれですと。一たん切ったほうがいいですね。

【委員】 そのほうがわかるんじゃないかなと。

【委員】 計画段階はこれこれであると分けたほうが日本語としてもすっきりするかもわかりませんね。

【委員】 おそらく計画段階については、都市計画決定するそのものは都市計画所管部局ですけれども、当然ながら、道路管理部局と密接に連絡をとってやっているわけです。おそらく審議の過程も同じ、多分同席して説明したり、多分一緒にやっていることなんです。ですから、計画段階についてもある程度、そこに書くのであれば、そういう文章は結局このままでいいと思うんですけれども、ちょっと分けた方がいいのかなと。

だから構想段階ではこういうものであると、計画段階はこういうものであるという文章そのものと、構想段階、こういうふうにやりますよと。それが要するに読み分けられるようになっていれば、おそらく。ここでは、つまり、道路管理者が責任を持ってやりますよ、というのは、まさに制度上、こういうものですよと言っているんですね。ですから、そういう趣旨の文章と、今後こういうふうにやりたいんですと、実際のやり方とか運用とかですね。というのがうまくだれでもわかるように、おそらくそういうところかな、そういう感じがいたします。

【委員】 趣旨はよろしいですか。

【委員】 はい。

【事務局】 今の(イ)(ロ)を3つの文章に分けてしまうという理解で。

【事務局】 それと(イ)が要るかどうか、ここに書くべきかどうか。

【委員】 (イ)は非常に大事なことだと思います。ですから、なるべく早い段階で出てきたほうがいいと思うんですが。責任持たせてだれが決定するかということをやっぴり早い段階で明確にしておくべきだと思います。

【委員】 大事じゃないとおっしゃったんじゃないかと、書いとあると。

【委員】 この位置じゃないほうがいいのかもしいかなと、もともとそういうものだという。はじめにとか1とか、そういうところで。道路管理者が責任を持ってやりますと。ただ、従来は内部手続を含めて、今度はいろいろ市民との、という話だと思います。ここはこう変えたい、という部分の文章ですからね。



【委員】 権限を持つということは、最後のほうで出てましたよね。

【委員】 もう一回、わざわざ。

【委員】 10ページですね。

【委員】 まあ、そのようなことは数カ所出てきてもよろしいかと思いますが。

【委員】 あるいは道路計画の決定者とはこういう管理者が責任を持ってこういうことを今後やって欲しいという形で研究会を部毎に設けているわけですね。いろいろちょっと納め方はあると思います。

【委員】 これはやっぱり誰が何をやるかというのが明確になっていないと、誤解を招くので、ちょっと外すとまずいという気がしますね。構想段階をやりますというんだけれども、これに関してだれが何をやるかというのが明確に見えてないいけない。読む人がだれかによりますということもあるんですが、読むとき、1カ所に情報がきちんとまとまって入ってないと、誤解を招いてごたごたすることがありますので、だれが何をというのはきちんと明確にしておいていただきたいと思うんですよね。

【委員】 改悪にはならないようにと、一応書いてあるわけですがけれども、もう少しわかりやすくなるかどうか。

【委員】 今の委員のお話でいいますと、むしろ逆に構想段階はこういう管理者がきちんとやって、計画段階、都市計画の場合は管理者と事業者がやるとかいろいろ書き方があると思いますが。まあ、これでやめておきますけど。

【委員】 市民という言葉はよろしいですか。住民じゃないほうがいい？

【委員】 まあ、法人というだけが理由になっていますけれども、やっぱり権利と義務とか成熟したとか、そういう議論されていますよね。

【委員】 まあ、市民イメージね。

【委員】 イメージはそんなイメージがあるので賛成です。

【委員】 そういうイメージもある。

よろしいですか。市民で。

【委員】 賛成です。

あと、5ページの一番下なんですけれども、整開保と都市計画的マスタープランって、こういう書き方すると、全く同義なんですけれども、厳密に言うと、同じものではないですよ。だからあるいはとか入れておいたほうがいいのかもわからない。全く同義でもないですよ。

【委員】 整開保、いわゆるマスタープラン。

【委員】 いわゆる都市計画的マスタープランですかね。いわゆるかな。

【委員】 先生がおっしゃっているいわゆる市町村マスタープランであれば、今度の都市計画法改正で従来、線引き都市だけがいわゆる整備、開発、保全の方針だったんですけれども、それはむしろすべての都市計画区域と。それであと、それは届け出決定ですね。それと別に市町村が独自にきめ細かく、というのは、いわゆる市町村マスタープラン。2段階になっていますから、

この書き方はこれで間違いないと思います。むしろ比較的、国幹道や広域幹線が始まりますから、それも都市計画的マスタープランにきちんと位置づけてほしいと。市町村マスタープランは必ずしも必要ないと思うんですけどね。これで大丈夫だと。

【委員】 はい、わかりました。

【委員】 えっと、(ホ)のところに関係行政機関というのがあって、何度も出てきますよね。これは初出かな。それで関係行政機関というのは何かというのがわかりにくくはないですかね。まあ、いろいろなのがあるからなんて言いわけですけれども。何か主なものを例示するとか。しにくいですかね。

【事務局】 何かイメージとしては、そもそもの主体である道路管理者と、あと都市計画決定する地方自治体をイメージして、関係行政機関と書いたんです。

【委員】 一般市民の方たちが道路管理者という概念とは別の関係行政機関ということと理解できるかどうか。

【委員】 何となく各箇所に注が欲しくなるような感じですね。(笑)

【委員】 都道府県市町村など関係行政機関。

【委員】 ある意味、行政機関の文章らしからぬ文章ですね。普通、こういうところはきちんとしたものが入る。関係している機関が勝手に公表して良いとか、すべきだという書き方はあんまりないですよ。

【委員】 権限を有する関係行政機関。(笑)

それで、13ページにPIプロセスの実施主体というところがあって、PIプロセスは関係行政機関が主催すると。こんなのはイメージ、人によって違うでしょうからね。

【事務局】 実際に基本計画が決定した場合に、公表する者として想定されるのは道路管理者と地方公共団体ということになる。

【委員】 まあ、そんな感じというところに。初出のところ、あるいは大事なところで。

【事務局】 はい。

【委員】 よろしいですか。

6ページ。予算のことはしっかり書いてある。よろしいですか。

じゃあ、7ページ。これはまだ一応、選択肢的に残してあるわけですが、(案1)でよろしいかと。よくなったと思いますが。強いて言えば、(ロ)の3行目で、「道路計画を変更または廃止する決定にあたっては」という、この決定はどの段階か、もう一回上に戻っての決定という意味ですよ。

【事務局】 そうです。路線そのものを廃止するという意思決定。

【委員】 そこに誤解はない？ 道路整備をしないという決定は、要するに道路計画を変更または廃止する決定とは違うんだと。

【事務局】 はい。以前議論ありました永久に路線そのものはないのかということになるのかということに対しては、本質的に言うと、制度的にはこうなるというお答えで。

【委員】 そういうふうにちゃんと読めるんでしょうね。

【委員】 ですから、おそらく（八）について、もし休止する案が出てきた場合のその後の対応取り得る方策というのは、これがストレートに上位計画に戻って廃止すべきだとなるケースもあり得れば、一たん休止ということがいろいろな意見で決まったということで、当面、凍結と。ですから、ある一定期間の後、再度、もう一回こういうP Iプロセスを踏まえて、再開するのか、また再度やはり必要性がないというなら、やはりそれで上位計画行くのか、そういういろいろなケースになっているということなんじゃないですかね。どうなんでしょうか。そんなようなイメージで。つまり、休止と廃止は何か。だから、上位計画があるからといって、実施ということにはなりません。仮にP Iの結果はそういう、当面、着手するものではないという話になってますね。

【委員】 そうです。

【委員】 そういう理解ですよ。

【委員】 ええ。

8ページはよろしいですね。9ページ。

【委員】 すみません、8ページで、主たる構造でまあいいのかなとも思いながら。ここまで絶対にやらなければならないということですか。

【事務局】 ここに書くと必須ということになるという理解。

【委員】 高架か地下か。

【委員】 従来は、よく構想段階と次の段階で分けたときに、次の段階のところでのこの辺はまだルートが決まったの変更を選択肢は大体あるところだというような、そういう理解ですよ。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【委員】 それを前に書くと。

【事務局】 実際の議論を考えると、その話なしにもう今となってはイエス、ノーととても言えない。1キロ幅とはいえですね、というのが今の実態であると思いますので、これは避けられないというふうに判断してはどうかと思います。

【委員】 そういうご判断ですね。

【委員】 そういうことであれば。

【委員】 9ページの（八）が、なお書きで、関係者周知措置、市街地開発事業等の大規模な開発行為にあたる場合にはという限定という意味ですか。およそ基本計画が決定したら周知しろという話ではない。

【事務局】 そこはおっしゃるように読めるのはまずいなと思います。

【委員】 そういう趣旨ではない。

【事務局】 限定という趣旨で書いたわけではございません。

【委員】 だったら。

【事務局】 そうですね。

【委員】 およそ基本計画というのは、すべて大規模な変更を要するようなものかという前提でいいんですか。無限定に周知すべきだと。実務的などれぐらいの影響で。

【事務局】 実際には相当周知されるだろうということは想定されるでしょうね。

【事務局】 先ほどありました都市計画上のプランとか、市のいろいろなランドデザインみたいなものには書かれることに間違いなくなりますから。

【委員】 過不足のないような表現を考えてください。

【事務局】 限定をとっても、問題ないと思います。といいますのは、そういう何かマスタープランなり市のプランに書いてないものを行政の窓口の判断で言うということはありませんので、現実には大規模か小規模かにかかわらず、公表して周知されるようになると思いますので。

【委員】 そうですね、公表されたことは、通常ですね。

【事務局】 はい。

【委員】 あとは最近ですと、むしろ道路計画が検討されそのような場所で、大規模な産廃処理場とかいろいろなそういう施設系のものも今後、土地利用として改編の可能性がありますから、わりと行政主体の場合、当然、そういうふうな、必ずチェックしていると思いますけれども、必ずしもそこらに情報がいきわたるかどうとか、あるいはいろいろな施設を民間でという動きも世の中ありますので、多少、広く読めるように書いておいたほうが、いずれにしろ、何か起きたときにそういう構想が検討されている場所だということをいろいろ開発計画検討したり、あるいはそういう施設を検討する方々がよくわかっているとか、あるいは今後、あまりないかもわかりませんが、住宅地ができたときに、実はこの用地は高速道路用地であるということを知らなかったとかそういうことがないように。むしろ、これは民間ディベロッパーであれば、分譲のときに周知していないとだめですね。そういうちょっと広く伝えるような、うまく文章がないかなと。それはちょっとうまく考えていただいて。

【委員】 この(口)のところは、改めて今日ちょっと、これ、なんだろうと思って。社会的な承認が得られるという効力は何を意味しているくんでしょうかというのが若干疑問になったんですか。

【委員】 思いたいということですね

【委員】 何なんでしょうかね。

【事務局】 もともとは私権を制限するような法的拘束力はないものにしようという議論がありまして。じゃあ、決まったものは何なんだということを言うと、確かに次の都市計画という段階に行く原案としては足るものであると。土地利用等の私権制限はしないけれどもというような内容なのかなということでこういう表現を入れた経緯はあります。

【委員】 住民の皆さんの承認がこれで得られるという効力を発揮するよう見えちゃうんですが、このプロジェクトに反対する人は残ることもあり得る。

【委員】 そうですね。議論していたら、法的な効果はないですよ。私権を制限するような効果はないわけで、俺は承認したつもりはないと言い続ける市民は、それはそれで自由なんです

けれども。ただ、将来的に補償とか何とか、次のステップに進んでいくことを正当化する程度の承認はあったと。法的に評価される程度のもはありますよと。

【委員】 ただ、ぎりぎり詰めた法的なものとしては、最終決定権者は道路管理者等の決定権者ですから、そのプロセスで。

【委員】 うん、その決定が正当なものであるということを推察せしめるのに十分な結果と妥当性…。

【委員】 ただ、ぎりぎり考えると、大体、ほんとうにこれは字義どおり解釈すると、みんなの承認が得られるようなことになってないと第三者機関は提案できないというふうなプレッシャーにもなるんですね。だからこの辺の解釈は後々問題になる話かもしれないなという気がするんですけど。

【委員】 まさにそうはならないようにしたいわけですね。

【委員】 ええ。

【委員】 100%、賛成が得られなければ先に進めないことでは不合理なので、社会的に可能な限りのちゃんとした手順を踏んで、第三者を加えて、その事実に乗っかって裁量権を持った道路管理者の決定がなされる。それは概ね合理的なものだと推察されるだろうということなんじゃないですかね。

【委員】 ここで(口)のもとのものといいますが、(口)で何を期待しているかという趣旨から、もう少し逆に文章を書いたらいいかなというのを少し考えてみると、少し明確になると思うんです。それについて、私はこういうふうに理解したんですけども、違つかもしれませんので、お話ししますと、よくありますが、つまり構想段階である程度、こういう位置にこういうものが要るんじゃないか、それは100%賛成なのか90%なのかわかりません。PIの会議の運営が普通にやれるかどうか勝負になると思いますけれども。仮にそろそろこういう位置にある程度こういう道路は要りますねと決めた後は、次の都市計画の段階、もうちょっと細かい、ほんとにこの位置かどうかとなる時に、ゼロからひっくり返す、つまりそうそうそんなものは要らないという議論はしないでくださいと。手続としてそこまで一回戻られませんかよということが主眼で(口)を書いているのか、あるいは別のことを事務局としてはこういう現状、いろいろな問題があるんで、それに対して対策をとりたいのでこういうふうになりたいということなのか、そこら辺ちょっと伺いたい。

私、一つ思いましたのは、やはりよくありますのは、今まで構想段階がこういう市民参画としてなかった結果、具体を決めるときに、ほんとのゼロからの議論と、そうじゃなくて、ここよりこっちのほうがいいんじゃないですか、そういう議論がごっちゃになることが多いですね。前提で一番適切なルートとか、コスト上ここを通りますとか、環境上、ここの川の位置をこうしたほうがいいのか、山を越えるところはトンネルにしたほうがいいのか、そういうレベルの議論をしているのと、そもそもこんなものという議論と全くかみ合わないわけですから、むしろそういうところの混乱を避けて、構想段階のことをある程度議を尽くした場合には次に進ませてほしい

という、その手順が非常に後戻りしないようにということなのかどうか。あるいは別のことをむしろお考えなのかね。それに沿って、少し文章を考えていったらどうかと。そこはいかがでしょう。

【事務局】 まさに順次絞っていくというのは、今おっしゃったような趣旨で考えているわけです。都市計画の場合、今までの最大の問題は、行政がつくった原案がいきなりどんと出ると。そこまでのプロセスの点がなぜそのルートをいきなりなのかというので一番、不透明感があり、もめるわけだと思うんですね。それからその前段のところで、ある程度、今回、1キロ幅というのをやっておりますが、そこまでの議論をまずやらせていただいてというので、構想段階と分けているんだと思います。ですから、そこまでの議論があったことについては、それなりの重みがあると。新たな全く検討してない事項が出ない限りにおいては、確かにそこまでクリアしているのは、民主主義のプロセスとは違うという趣旨を想定しております。

【委員】 今先生おっしゃたのは一番合理的なんですけれども、そういうものはやはりきちんと法律である手続を済ませたら、遮断的効力が発生してね。裁判なんかそうですよね。ある時期に言っておかないと、後から言っても相手にされない、そういうことがあります。そういう手続的効果を持たせるのは、まだ無理なんです。ただ、しかし、だからといって、最終段階、裁判所まで全部最初からひっくり返す主張は、まあ、合理性がないですねと、一般に社会的に思われるようになるでしょうという程度の効力はある。基本的に説明しようとしたら、そういうことになりますね。

【委員】 そうですね。

【委員】 決定の効力だけ書くとそうなりますので、決定の効力と期待する効果。

【委員】 それを書けないんじゃないですかね。

【委員】 (口)はナイーブ過ぎますかね、表現が。

【委員】 これが限界じゃないかなという感じ。もっと明らかにするのは難しい。

【委員】 むしろね、計画の必要性、基本的にはそういうことって、一般の人は意味がわからないですね。次のステップに進めたい、それについてはある程度、社会的コンセンサスを得られたということで考えました。むしろそれを上手に表現したほうが。表現というのは、要するに何なのか。結局、わからないんです。

【委員】 承認というのは厳しいんですかね。

【事務局】 一定の理解。

【委員】 そこまで書くとまたあれですけどね。そうですね、箇条書きに(イ)(ロ)(ハ)と分けて書くほどのことではないのかもしれないかもね。この手続を経ることによって、それをさらに周知の努力をするわけですけども、それは直ちに拘束というような意味での効力はないのだけれども、適正な手続を経た、社会的に承認された決定として次の手続に進めることになるはずであると。それが期待されると。まあ、同じことなんだけど。(笑)同じことなんだけど、もうちょっと。揚げ足とられないようにしましょうかね。

【委員】 何かちょっとぎりぎり考えると、この辺、難しくて、デモクラシーのプロセスだといえば、デモクラシーで規定されているものでやればよいという話で、ここはその外側になるんですよね。第三者の負担が、みんなの意見を聞いて、提言をするというのは、そういう正規のデモクラシー的なプロセスを含んでいるわけではない。それをやっただけで、社会的にみんなの承認を得られたという効力は発生しますというと、ちょっと怒る人が出てきそうなことを、懸念しているんですね。

【委員】 デモクラシーをどう理解するかですけれども、反対の人はその手続のところに出ていって意見を言ったりするチャンスが当たられるわけですね、今度からは。

【委員】 ただ、意見を言うチャンスはあるんだけど、決定のプロセスは投票とかといったものでないところで決まっちゃいますから。

【委員】 それはそうです。

【委員】 だから、何かしゃべることはできるけれども、ほんとの意味で決定に関与できないという仕組みになっているんです。

【委員】 だから先生のおっしゃるデモクラシーのプロセスは法律になっていないといけないということですよ、結局は。

【委員】 政令でもいいかもしれませんが、参加した人が何らかの意思決定のプロセスである種の投票権があってという。

【委員】 デモクラシーというものは、最終的な決定権の分配、関与というものでなければならぬという限りであれば、おっしゃるとおりなんですけど、可能な限りフェアな手続きをへて、利害関係者が意見を言う機会が保障されての決定であるべきだと。そういう手続き的な要請として考えるならば、これは、その資格があると。決定権を持っているのは、あるいはその責任を負う者は、あくまで道路管理者であり、行政であり、最後は、政治的に次の選挙で決まるわけですね。

【委員】 いや、何かそれで社会的な承認が得られたと言い切るとするのは、なかなか……。頑として反対している人はいて、我々は意見を言ったけれども、聞いてもらえなかったという人がいるわけなんですね。そこで、その後、社会的承認が得られたという効力が発生するというふうに一方向的に言うと、多分、怒るんですね。

【委員】 わかりますが、しかし、その人は、最終的にオーケーしないと、先へ進めないというのも不合理なので。

【委員】 そうです。だから、ここは、要するに文言の問題で、社会的な承認が得られた、と言い切っているのが、何かちょっとすごいという気がする。

【委員】 社会的な承認というのは、ですから、何かということですよ。

【委員】 ええ。

【委員】 道路管理者が、恣意的な権限行使、あるいは判断をしたわけではないということに関しては、社会的に承認されるのではないかと。

【委員】 しかし、必ずしも、それが担保されていないから難しいですね、確かに。そういう問題は起きてきますものね、常に。

だから、やっぱり次のステップに進む前に、一応、十分と思われるプロセスを、手続きを踏んだということを確認、社会的に確認ということになりますね。

【委員】 社会的な承認を得るプロセスを踏んだということはあるかと思うんです。しかし、それで社会的な承認が得られたというのは、なかなか難しいかなと思うんですけど。

【委員】 そういことですか。社会的な承認を得るプロセスは踏んだと言っていいというならいいと。

【委員】 ええ。それで、プロセスを踏んで、最大限の調整をして、結局、権限を持つ人が、この基本計画として決めるということですから。それで、決めたものが、すぐに、それで社会的承認が得られたというのは、ちょっと行き過ぎかなという気がしますね。

【委員】 なるほど。社会的承認という言葉は不可欠ではない。ぜひ入れたい？

【事務局】 言葉、一言一句にはこだわらなくて結構です。

【委員】 適正なプロセスを経て、計画の必要性、あるいは妥当性に関する判断をなされた、と考えることができる、ということが言えればいいのか、趣旨は？ 何か一晩寝たほうがよさそうですね。頭が、だんだん熱くなってきた。

【委員】 これは、おそらく、その用語によって受け取り方ということでも、かなり、ある程度、法律を普段扱っている方とか、その場合で非常に思う言葉がもしあった場合には、それは、あらぬ妙な、本来考えている意図と別で出ているなら、ちょっとチェックしてちゃんとされていたほうがいいのかという気もしますけど。

だから、もし、多分、社会的な承認が得られたという言葉についての、一般的に、こういうふうに受けとられますよということがあるんだったら、別に、その言葉にそんなにこだわらないで、実質をとっておいたほうがいいと思いますし、ここで、趣旨は、それはある程度のものは、さらにその次に進めたいということをおっしゃっている場合には、もちろん、それを素直に言ったほうがいい。そこら辺、ちょっと委員の先生と事務局のご判断に。

【委員】 はい、わかりました。

ちょっと全体をカバーしたいので、先へ進みます。

10ページはよろしいですか。

【委員】 10ページは、大事なことで、当然必要なんですが。何か言い方だけの問題で、要するに、だれもが、責任の主体が明白にならないわけじゃなくて、一応、ちゃんと基本計画の決定権は、道路管理者が責任を持ってやるよということを言いたい文書だと思うんですね。

その割には、何となく、何か一生懸命、第三者機関とかあるわけですから、でも、決定権はあるというふうに読めちゃう。だから、多分、趣旨は違うから、何かもうちょっと修文して、言葉のニュアンスというか、ちょっとそんな気がして読んでいたんですが。修文です、多分、これは。

【事務局】 趣旨は、権限を確保したいというのではなくて、これを読んだ地方の関係機関が、



第三者機関に押しつけるのではないという。

【委員】　そうですね。不明確にならないように、一応、ちゃんと、それはしていますよという意味だと思うので。

【事務局】　決定の責任ぐらいの見出しにして、決定に当たっては、責任を有するというぐらいなんですかね。

【委員】　そうですね。

【委員】　決定権は、法令に基づいて道路管理者が持っているので、道路管理者に責任があるという、そういった責任があると書くかどうかは別として。

【委員】　最終的な責任は道路管理者ですね。つまり、第三者機関との関係においてですね。この責任というのが、なかなか使おうと思うと、いろいろな議論があるんですけども。でも決定権は、責任はあるんだから、いいと思います。

【委員】　12ページ以下。

【委員】　12ページの一番下の「PIを複数回実施する」と書いてあるんですけど、これは、PIというのは、どういうふうにとらえると、こういう表現になるのかなと思って、よくわからなかったんですけど。公聴会を複数回やるとか、そういう意味じゃなくて、もうちょっと全体のプロセスをとらえているわけだから、ちょっとこれは変かなという気がしましたけれども。

【事務局】　何をもって1回とカウントするかは、議論していないですからね。

【委員】　そうそう。

【事務局】　これ何か意図があるの？ 私もちょっとよくわからなかったんですけど。

【事務局】　要は、フランスなんかだと、大規模なやつを、案件を分けているんですね。まずは、大きい対象エリアを選んで、それで、またもう一回、その中でまたエリアを分けていると。そういうので、このステップ、一連の流れを2回やっている。

【委員】　そうすると、構想段階においても、その範囲とかを考慮しつつ、ちゃんと、より実効性のあるPIを実施すべきであるとかという、そういうふうに書いておかないと、「内容を分割し」といったら、周知、意見把握、公表、審議、報告という、ここが上にあるものだから、この内容を分割するのかなと思って読んだりとかいうことがありますので、もうちょっと正確にしておかないといかんかなという気がしました。

【事務局】　この意味は、PIプロセスのプロセス自体を複数回という意味ですか。

【事務局】　そうです。そういう意味です。

【委員】　この、内容を分割しというのは、どういうことになりますか。

【事務局】　だから、ルートの話とか。

【委員】　だから、決めるものですね。

【事務局】　ええ、事項です。それを分けると。

【委員】　もうちょっと……。

【委員】　もうちょっと説明をしないと。

【委員】 言葉を加えないと。

【委員】 この12ページの、やっぱりステップ構成が、ちょっと英語とごちゃ混ぜでわかりづらいので、手順とか、手続きとか、そんなぐらいでよろしいんじゃないですかね。どうでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 手順ぐらいで。

【委員】 そうですね。各段階、手順。

【委員】 手順というのは、意味は違いますね。こういうステップと全然違う。手順というのは、全部にということになりますからね。

【委員】 それともう一つ、第三者機関の事務局は、どなたがやるんですか。あるいは、第三者機関はだれが設置するんですか。それは、これはほんとうは第三者は隠れ蓑だと言われるかもしれませんが、やはり関係行政機関を設置するしか方法はないと思いますね。

【委員】 第三者機関の委員は……。委員の指名は、14ページに書いてありますけどね。

【委員】 全く恣意的にできるわけじゃなくて、何らかのルールのもとに。だから、その事務的な負担を、関係行政機関の事務局が負うんじゃないですか。

【事務局】 そこについては、やはり法律の定めがあり、選挙で選ばれた長が、トップにいる行政機関として、法令に基づき、行う範囲ではないかとは思いますが、適正に運用されるように努めながら、設置、それから、委員の任命というのは行政機関が行うというのでよろしいのではないかと思います。

【委員】 それとも絡みますし、ちょっと先走るようですが、12、13、14の中身とも絡んだり、先ほどの社会的な承認ということとも絡むんですけども、こういうステップを、周知のところは十分にしましたと、じゃ、次へ行っているんじゃないのとか、そういう判断とか決定ということについて、12、13、14あたりが、ほとんど何も書いていないんですが、そのことも、第三者機関が英知を集めて、必要な場合には判断をするものであるということがインプットされているのでしょうか。特に難しいところで、今、第三者機関なんて書いているということは、書いてありますか。

【事務局】 14ページの(口)の、「このほか」というところから2行がありますが、第三者機関の行うこととして、整理、分析、報告のほかに、今おっしゃったようなP Iの進め方に関する検討・評価。それから、提示する情報の内容や質が十分であるかどうかという評価。それから、タイミングも、これも前回のご意見を踏まえて、第三者機関が必要に応じて評価をするんだという確認です。

【委員】 そういうふうにですね。わかりました。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 じゃ、ちょっと補足で、ちょっと14ページまで絡む話で、私はやっぱり第三者機関の事務局は行政機関がやるということで、明確に書いたほうがいいんじゃないかと思いますね。

【事務局】 それはどうなんですかね。第三者委員会のご指名で、行政機関がいろいろノウハウを持っているから、資料を提供するというのならやるけれど、ひょっとしたら、第三者機関が、自前で事務局をどこかにやることも考えられないことではありませんから。

【委員】 ただ、現実には、それは想定しづらくて、仮に、何らかの財団法人があるとして、それは、実は行政が設置したもの以外では、実は、独立した何らかのNPOということは、無理だと思っただけですね。ですから……。

【委員】 いや、でも、それは運用だと思っただけですけども、NPOのような方も一緒になって事務局構成をすとか、そういうこともあり得るかなと。何かそこまで書かなくてもいいのかなとも思ったりします。

【委員】 ただ、これは、必ず出てくるのは、第三者機関、事務局というのは、つまり、いろいろな資料の整理から通して、何をどう発言するかとかを含めての、かなり重要な役割。それは、もちろん、第三者機関の委員の委員長、あるいは委員のメンバーの考え方とか、運営のもとに動くことは事実としても、事務局そのものの中に、またいろいろな人が入るのかどうかというのは、これはちょっと性格がかなり違うと思っただけですね。

ですから、現段階では、別に、これは、この形がそのまま法律になって、これで決まるということじゃありませんので、当面、こういう形で、まず始めましょうというときの提言の中では、やはり、よちよち歩きでも、これが円滑に機能するようにということで、よく想定しておいたほうがよしいんじゃないかと。あるいは、独立の、例えば監査事務局みたいな規模になるのかね。

【委員】 ただ、道路管理者だけの事務局というのではないという理解になりそうで、地方自治体の方も入って、割と複数のところから出ている人で事務局を構成すると。それが多いいんじゃないかという気がしているんですけどね。それで、どこかの行政機関が全部受けなきゃいけないみたいな規定をここで置くというのも、かえってまずいのかなという気がしておりますが。

【委員】 まだ、日本では無理だとは思いますが、例えば、予算措置のことも書いていただいたので、それが、第三者機関が、特にNPOとか、コンサルタントと契約を結んで、事務局機能を受け持つなんていうことも将来的にはあり得るかなと。それで、実際に、アメリカなんかでは、そういうケースなんかもありますので。

【委員】 先生のご指摘は、その第三者委員会を十分機能させるためには、事務局なしでは無理だから、なるべくは、各行政がサポートすると、そういう意味ですね。

【委員】 そういうことです。それは、おそらく、管理者プラス関係自治体ということで。

【委員】 ただ、それは、限定し過ぎで柔軟性が失われるとか、いろいろな工夫を奪っていいという、そういう趣旨ではないわけですね。

【委員】 全然違います。

【委員】 ですね。

【委員】 ただ、おそらく、そこら辺は、今度、事務局にこういう人たちを入れるべきだという議論も、都道府県、市町村レベルでは出る可能性がありますね。これは、果たしてどうなるの

かな。それは、そのときそのとき考えて、みんながやればいいというのであれば……。

【委員】 だから、国がつくっている国家行政組織法に基づく8条委員会とかの事務局は、いろいろな省からの出向者と、それから、民間等から来ている人で構成されることがほとんどなんですね。そういったものを最初から排除するというガイドラインをつくるというのは、私自身は、ちょっとそぐわないという気がするんですけど。

【委員】 そうですね。だから、まだ、ちょっと詳しくは、今の段階では書けない、書かないほうがいいかなと思うんです。結論的には、いくら第三者機関にせよ、この道路計画を決定する事務というのは、当該行政の所管事務なので、そのことにかわりはないわけですから、その間の手続きに関しては、行政が所管し続けるということで、そういう意味でのベーシックな事務機能というのは、これは、排除しようがないですし、当然なんですね。

ただ、今度は、第三者機関というのをつくって、つくった以上は、その判断は、相当、まあ、自立的なものになるはずだし、だから、道路管理者がよかれと思って、周知方法がある程度とったんだけど、そんなものじゃ足りないという判断を早速されて、やり直したとかということもあり得るわけですね。そんなときに、行政プロパーだけじゃなくて、自分たちのほうでも、NPOを使ったりしてやるんだというような判断もあり得るわけですから、そういう柔軟な適用の余地は残しておきたい。

しかし、だからといって、包括的なベースになる事務局機能は、当然、一貫しているということだろうと思うんですね。だから、書くとすれば、それぐらいきちんと書かなきゃならないだろうと思うので、ちょっと、先ほどの14ページのPIの進め方に関して、必要に応じていろいろなことができるという中に、いろいろな可能性が含まれていると読んでおきたいものですが、いかがでしょうか。

【委員】 ちょっと14ページの(二)と(ホ)に絡むんですが、委員について、関係行政機関が選定の上、道路管理者が委任するのではなくて、まず、第三者機関をつくるかどうかということ、これをだれが行うのかというのが、まず先にありまして、例えば、いきなりストレートに東京都、あるいは、どこかの市が設置する場合は、それは自らこういう設置要綱をつくって任意でやるということなのか、あるいは、例えば、道路公団と東京都とどこかが共同でこうやって、こうですと。

ただ、その設置をする決定のプロセス自体を、一つ明確にする必要があって、それが、だれが設置したかがわかれば、当然、その人たちが選定していくと、自分が設置したわけですから、ということになるんですね。つまり、ここがいきなり出るのが、ちょっと変なんですね。

ですから、つまり、委員をだれが決めるかという、委嘱するかという行為と、設置規約を決めるということと、事務局の運営とが、全部、かなり絡んでくるわけで、仮に、委員になる人も、一体、これはだれから依頼されて、どういうことなのか。

【委員】 これは？

【委員】 第三者機関の設置者ですよ。

【委員】 ええ。つまり、逆に言いますと、国家公務員の大学教官であると、兼業許可は、一体だれの文書でやるのかということとか、要するに、全部、そういうことになってくるわけで、あるいは、だれの責任で運営しているのかとか。

ですから、ちょっと、この第三者機関そのものについては、もうちょっときちんと、少し。運営全体の透明性、客観性、公平性、これは当然なんですけれども。

【委員】 形式的なことは、どう考えるんですか、この(ホ)のところは。「関係行政機関が選定の上」、この関係行政機関には、道路管理者は入っていないという理解ですか。

【事務局】 いえ、道路管理者と、地方公共団体という理解です。

【委員】 それで、実際に辞令を出すのは、道路管理者？

【事務局】 ぎりぎりと言えれば、先ほどの法令上の話になりますと……。

【委員】 決定権者。

【事務局】 決定権者であろうということです。

【委員】 だから、当然、そうやってきますね。

【委員】 それでいくと、道路管理者が、やっぱり第三者機関を設置するということですか。

【委員】 それはそうです。

【委員】 そうということですね。だからこそ、その委員も任命するわけですね。むしろ、その話が先に来るべきじゃないか。

【委員】 任命した以上、その思うままにはならない、それが第三者機関のいいところで。

【委員】 ですから、つまり、第三者機関はだれが設置するのかというのが、一番最初にありきで、そこからすべて、いろんなことが、ということじゃないでしょうか。

【事務局】 (ハ)(ニ)(ホ)が全部逆かもしれないですね。(ホ)があって、(ハ)があって、(ニ)があるんですかね。この順番が、確かにおかしいという感じは……。

【委員】 条文の書き方というのは、基本的な書き方を含めて、おのずからある。むしろ先生がおっしゃったのはそれに近いかもしれないんですが、要は、考え方のエッセンスを示すということの主眼にしたもので、そういうふうに、もっとほんとうは書くべきことがすごく省かれているのがあると思うんですけれども、まあ、一応、いろいろ書いてあったほうがわかりやすいのか、エッセンスだけのほうがわかりやすいのか、ちょっと悩ましいところです。

しかし、今の項目の順番は考えましょう。(ホ)はやっぱりもう少し補ったほうがいいのかもしれません。宿題が結構出ますね。

あと、最後まで何かお気づきのことがありましたら言ってください。15ページ……。

【委員】 あと、済みません。14ページの参考のところの各形式の比較というのは、提言書には附属資料も含めてこういうのは出てきませんか？

【委員】 それは出ない。

【事務局】 この4分類でいいかどうかも含めて、あまり議論はなかったんですが……。

【委員】 まあ、していないか。

【事務局】 議論のためにという程度です。

【委員】 わかりました。

あと、15ページなんですけれども、今、最初のところで、「影響の及ぶ関係者の全てを対象とする」、これは日本語の語感だけの問題なんですけれども、「影響」というとネガティブな影響というのがぱっと思い浮かぶので、案としては「効果、影響」とかというふうに書いておいていただいたほうが正確かなと思いました。プラスは効果で。私の感覚かもわかりませんが、違う？

【委員】 でも、影響で入るんですね、いい影響も悪い影響も。「効果」というのを入れちゃうと、その効果の問題が強過ぎるのが、どうでしょうか。影響は別に悪い影響とは限らない。

【委員】 そうなんですけど。普通、環境説明とか、環境影響評価とかと言ったらマイナスのイメージが出てこないでしょうか。

【委員】 まあ、あれですね。

【委員】 日本語の感覚としてはそうなのかなという気が.....。

【委員】 いや、マイナスさえ認識していない人がいるかどうかというのは1つですね。まあ、その辺はいいんじゃないかと思えますけどね。ただ、逆に言えば、影響って言っちゃうと、風が吹けばおけ屋がもうかるって、全部の影響になりますから、だから、これは直接的な影響を受けない人も全部入っちゃう。

【委員】 原案の執筆者としてはどういうイメージですか。

【事務局】 都市計画などを見ても、市民とか県外からの意見を言えないかということ、そうではないわけで、事実上、ほんとうに全国に知らしめられるかということ、物理的に無理だと思えますが、影響が及ぶ範囲であるとおっしゃる方について、住所等で制限することはできないだろうという趣旨でやりたいと思います。

それから、現実に広報とか、ITも使えるということでもありますから、インターネット等で周知をして、届く範囲で影響が出るんだというようなことではないかと思えます。

【委員】 特にこだわりません。

【委員】 で、プラスの影響もマイナスの影響も？

【事務局】 まあ、そういうつもりで書いています。

【委員】 直接も、間接も？

【事務局】 はい。

【委員】 何か修飾をつけますかね。一定程度の。

【委員】 いや、それは。多分、対象としては、私は主観的に影響を受けると思っている方は全部その対象とすべきだというのが基本的原理だろうと思っておりますので、一定程度というのは言わないほうがいいんじゃないかと思えます。

【委員】 後の段階では非常にその資格が問題になるんでしょうから、この段階ではかなり広目なんだということですね。

【委員】 別なことでよろしいですか。17ページですけれども、この(イ)(ロ)(ハ)その

ものは全くごもつともで賛成なんです、最後の文章なんです、つまり研究会としての文章ですので、例えば18ページにもありますように、「すべきである」「取り組むべきである」ということなので、我々の立場は、(イ)も「適用すべきである」あるいは「することが望ましい」とか、(ロ)は「すべきである」とか、「べき」とか、「望ましい」という表現で、「する」と断定するのはこれを受けた道路局自身が言う。「べき」とか「望ましい」とか、適宜。まあ、全部「べき」でもいいかもしれませんが、僕はそうじゃないかなと。

【委員】 それはそうですね。

【委員】 ですから、16ページのところが、場合によっては、期間の問題もあまり杓子定規になるとあれですので、16ページの(ロ)ですが、「目安とすることが望ましい」とか、そのぐらいにしておいたほうがいいのかもしれませんが、ちょっとそういう気が、多少やってみないいとわからないということもあろうかと思えますけれども。

【委員】 いいえ。これはかなり意図的に書いているんじゃないですか。

【委員】 そうですか。もっと……。

【委員】 あんまりだらだらと延びてはいけないので。まあ、ほんとうにやり始めると延びるかもしれないんですが、当初、始まる時はこういう期間でやってほしいということを明確に書いておかないといけないという意図じゃないかと。「望ましい」と書くときは、それなりのことがないと、そういうやわらかい言い方はしない人が普通ですから。

【委員】 これは特に意味があったんですか。それとも、あんまりそこまでできるかできないか……。

【事務局】 いえ。文末的に、そこまでの意味を込めたわけではございません。

【委員】 時間管理ってものすごく大事だと思うんです、実質的利益みたいなものを。だから、こういう文章は重要だと思いますけれども。

【委員】 あと17ページ、18ページ。17ページはいかがですか。これは適用と準用は使い分けていますか。

【事務局】 直接これを充てるものと、それを借りていくものという感じです。

【委員】 一定規模以上についてはもう少し具体的に書いてもらえますか。

【事務局】 (イ)が考え方を書いている、その具体を(ロ)で書いているつもりなんです。(ロ)では、高規格幹線道路はすべてのというふうに例外をなくしている。それで拾えるものをとりあえず。そういうことであります。

【委員】 最後、18ページですが。

13ページの「PIプロセスは関係行政機関が主催する」、「主催」という字が、行政手続は、法は「催」の字はどうか。これを使っている？

【委員】 どこですか。

【委員】 13ページ。

【委員】 これじゃなくて。

【委員】 宰相の「宰」。

【委員】 宰相の「宰」ですね。

【委員】 じゃないかな。まあ、しかし、一般市民用語としては。

【委員】 もともとの言葉遣いがちょっと心配というのは、聞きなれていないですね。

【委員】 聞きませんか。

【委員】 ええ。

【委員】 手続の主催者という言い方を法律用語としては……。

【委員】 あるでしょうね。

【委員】 ほんとうの決定権者と別に、とりわけそういう場合に。

【委員】 ええ。

【委員】 さて、今日は8時半のお約束で、何も8時半までやらなくてもいいですよという話だったんですが。近づきつつありますが、一通りやったところで、さらにご意見があればあれなんですから、ちょっとメモはどなたかつけていたんですか。どの場所を直すかという点の確認をする必要はありますか。もうしなくても大丈夫かな。

【事務局】 もう一度申し上げますか。もし漏れがあったらいただくとして。

【委員】 そうですね。ちゃんと速記はとってあるので、そういう意味では漏れはないのですけれども、特にこういうことがあると、それでは、ちょっとざっと言ってください。

【事務局】 ざっと私がメモをしたものを申し上げますと、まず漏れはないと思いますが、2ページのところでPIについて、多少説明を括弧に書くのか、あるいは第2段落をそれに充てるのかというのがありました。

3ページの1段落目で、道路事業すべて都市計画でないということで、「ことが多い」か、あるいは「ほとんどの」というのを入れようかと。あわせて「都市計画及び環境影響評価による」、「都市計画や環境影響評価」、例えばの直し方ですけれども、いつもアンドではないというのがございました。

4ページは特になかったと思います。

5ページで、(イ)(ロ)のところ、まずそもそも(イ)が今後ということで、要らないのではないかということと、むしろあったほうがいいのかというのがありました。ほかのところへ持っていかどうかという議論であります。

それから(ロ)のところをまず構想段階と計画段階の話を分けて書いたらいいということと、あと、例の「確認とその上で」という問題で、「必要性を検討し、幅広い選択肢の中から」とつなげると。ここは修文も、ご意見がまとまっていたと思います。

それから、同じページの(ホ)のところ、1行目、「関係行政機関」とあるところが初出でありますので、例えば「(道路管理者及び地方公共団体)」というような入れ方をしたらどうかというのがありました。

それから、6ページ、7ページ、8ページとなかったのではないかと思います。



9ページの(ロ)のところはかなりご議論があって、「社会的な承認が得られる」というのはちょっと厳しいということで、これは完全なところまで至りませんでした。例えば「適正な手続を経て計画及び調整等に対して判断を得られたということができる」、そんな案がございました。

同じく(ハ)のところ、「市街地開発事業等の大規模な…」という限定はとっていいということでございます。

10ページで、あまりに権限を持っているというニュアンスが強過ぎるということでありましたので、例えば決定の責任とか、最終的に責任を有するんだというのがありました。

11ページは特になかったと思います。

12ページで、まず「ステップ構成」という片仮名を日本語に直せないかということと、(ロ)のところの趣旨のとおり読めないの、修正する必要があるとございました。

13ページに来て、(イ)の「主催」という字の問題。

14ページに行って、(ハ)(ニ)(ホ)の順番と設置者が道路管理者ということも明記するべきじゃないかというお話。

15ページの「影響」というものの前に「効果」をつけるかどうかというご意見。

【委員】 いいです、それは。

【事務局】 いいですか。

【委員】 取り下げます。

【事務局】 16、17ページで、文末の問題として、「べき」とか「望ましい」というのが提言書としては書き方ではないかというご意見があったと思います。

以上ではなかったでしょうか。

【委員】 はい。すべて網羅したと思いますが、よろしいですか。特に。

【委員】 ちょっと今の5ページのほうを。つなげられているといったことはほかのところもあるんです。これは聞いたことがあるかもしれませんが、前文的なものです。ですから、それを(イ)(ロ)(ハ)と最初から書いちゃうからという感じがあって、前文的なものは(イ)(ロ)(ハ)をつけないということで、もう一つは、もう少しやわらかい表現にするというような、あるいは前文的に説明を加えるみたいな形にすると誤解のない表現になるという気がします。

【委員】 これ、本文は(イ)(ロ)(ハ)がついているの？

【委員】 最初からついちゃっています。全部、ちょっと最初の説明というのがない形で、すぐに本文に入る。

【委員】 これは、今、資料5の6ページを見たんですが、(イ)(ロ)(ハ)がないですね。

【委員】 本文にはないですか。

【委員】 大分印象が違いますね。

【委員】 本文はなくなるから、全然印象が違いますね。

【事務局】 本体のところでは先ほどの「べき」だとか、そういうのは。

【委員】 これでもう1回やります？ もういい？ わかりました。ご指摘の趣旨はわかりま

した。

さて、そうしますと、さっきお断りしたとおり、量は少ないかと思っていたんですが、それぞれ大事なご指摘でありましたし、ご趣旨もわかりますので、まずは事務局に一度考えてもらって、私の責任で修正して、皆様にお送りをして、ご確認いただく。もう1回、ミーティングはやりないうで、ご確認いただくということにしますので、その作業に数日を要するとすると。だから、もうご覧になりたいかもしれないけれども、今日、明日ならば、さらにこういうものがあつたと。もうよろしいですか。

【委員】 お任せします。

【委員】 はい。では、任せていただきました。

【委員】 済みません。本文のほうの6と7が資料3に含まれていないので。

【事務局】 7の終わりにはないんです。

【委員】 終わりにはないですね。6はありますね。

【事務局】 6はあります。終わりに……。

【委員】 終わりにするときだけ、やっぱりちゃんとみんな見とかんといかんかなと思って。

【事務局】 12ページです。

【委員】 資料5の12ページ。

【委員】 今度はこの資料5のバージョンアップ版をお送りしますので、もう1回、ご確認ください。ところで本来今日の日付でなくて……。その辺はそんなに厳密に考えなくてよろしいんですか。

【事務局】 たくさんご意見をいただきましたので、それがまとめ次第、その日付で決まったということでもいいと思います。

【委員】 マスコミとか、そういう公表のほうは？

【事務局】 もしよろしければ、ポイント、1、2、3というか、資料2でも、あそこが一番エッセンスだと思いますので、あの範囲でどういうことが決まったということだけは投げ込ませていただいたほうがいいかなと。その範囲であれば、今日、ご議論いただいた一字一句のところ、修正のない範囲で投げ込めるんじゃないかと思います。資料2をそのままいきなり投げるということではなくて、これのもっと概略版を一応クラブのほうには、終わったわけにありますから、要旨として送ったらどうかと思います。

【委員】 はい。では、その辺は少しアローワンスがある形で運用させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】 これはどうでしょうか。ある全国紙にかなり大きく報道されていますので、いずれ問い合わせはもう来るでしょうから、もし委員の先生のご判断で、資料2か4は今、この場で決めてしまったほうが多分、事務局としても大変ありがたいんじゃないかという気がいたしますが、これでもし非常に気になる語句があれば直して、別にこれ自体はまた再度、若干語句の修正があつたとしても、それは社会的におかしなことをしているということではないと思いますので。

【委員】 資料2と4は事務局の責任でまとめてつくられるものですので、これを我々が一字一句というのはする必要がない。ですから、おっしゃる趣旨のとおりなんですが、ちょっともう1回、目を通して、今日、問題になった語句をそのままにするか、ちょっといじるかの判断があり得る。だから、基本的にはご承認いただいたというふうに理解します。

それで別に、適当にこういうのもやらなくていいわけでしょう。

【事務局】 はい。

【委員】 そうすると、無事これで宿題については、我々は果たしたということになりますが、最後の機会ですから、何かこの際、注文をつけておきたい一言とかございましたら、ご遠慮なく、短い一言を。

【委員】 注文ではありませんけれども、多分、例えば都道府県にとっては都道府県の道路をどうするか、非常に影響を受けると思うんです。ですから、ぜひ今までもちょっとお話ししましたが、この提言の報告書にさらに、場合によってはもう少し資料をつけたり、少し解説をつけられて、ぜひ刊行物センター、あるいは何らかの印刷物等で配られるようなことをぜひやるといいのではないかなと思います。事務局のいろいろな対応が非常にスピーディーですので、多分スピーディーにできるのではないのかなという気もします。おそらくそれはかなり全国的にいろいろな立場の方から求められていることだと思いますので、私としては、今、これは時代の流れに合わせて大変いいことをやっていただいたと思っていますから、それはそれでぜひ、まずPIプロセス自体をよくPRするという事なのかなと思います。これは要望といいますか、ぜひ表に出して全然おかしくない、いいものになったと思います。

【委員】 そうですね。ガイドライン化する段階では相当なものがつくられるんだろうと思います。

いかがでしょう。先生、よろしいですか。

【委員】 はい。結構でございます。

【委員】 どうもご協力に感謝いたします。

それで、何かあいさつがありますか。

【事務局】 もうよろしいでしょうか。

では、ほんとうに活発なご議論をありがとうございました。委員の先生方には大変お忙しい中、また短期間で勢力的なご議論をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。この場で今までの審議につきまして感謝を申し上げたいと思います。ほんとうにありがとうございました。

今、ご指摘のありました資料2、資料4については、委員のご指摘のとおり、事務局で責任を持って今回のご意見と合っているか、合っていないか、早急にチェックいたしまして、あした、記者発表、投げ込む？

【事務局】 投げ込むのは2と4のレベルだと、今日の文章が変わるところをかなり含みますので、ポイントに絞った1枚ぐらいのもっと簡単なものでないと。

【事務局】 ということで、先生方にご迷惑をかけないようにきちんとやらせていただきたい

と思いますし、また、今、委員の先生からお話のありました、この内容をシロパンみたいな印刷物にして、広く周知できるような周知も合わせて至急やりたいと思います。そういったことで、私どもは今回の成果を最大限生かしてまいりたいと思いますけれども、今後とも、いろいろな場面でまた先生方のお知恵とかをかりることは多々あると思いますので、またその節はよろしくお願いをしたいと思います。ほんとうにどうもありがとうございました。

【委員】 どうもありがとうございました。

了